

堺伝匠館（堺伝統産業会館）管理運営業務
募集要項

令和4年12月

公益財団法人堺市産業振興センター

目 次

1	委託の目的	1
2	堺伝匠館の特徴	1
3	施設の名称、場所、施設の規模等	1
4	委託を行う業務の概要	2
5	契約期間	3
6	委託料等	3
7	管理運営の基準	4
8	基本事業計画書及び年度事業計画書	6
9	リスク（責任）分担について	6
10	保険加入	6
11	業務の第三者への委託	6
12	管理運営業務の継続が困難になった場合の措置	7
13	引継ぎ等	7
14	公募及び選定スケジュール	7
15	応募資格等	7
16	応募手順	9
17	企画提案書等の審査	13
18	契約の締結	14
19	その他	15

1 委託の目的

公益財団法人堺市産業振興センター（以下「センター」という。）が所有する堺伝統産業会館（愛称「堺伝匠館」。以下「堺伝匠館」という。）は、「堺市基本計画 2025」において、伝統産業の振興・情報発信拠点として位置付けられており、堺の伝統産業を多くの人に広く認知してもらい、身近に感じる機会を提供し、その匠の技術や魅力を訴求するとともに、堺の伝統産業品及び堺産品等の売上の向上を通じた支援を行っている。

これらの役割を踏まえ、民間事業者のノウハウを活用し、堺伝匠館の認知度向上、売上拡大、情報発信機能強化等による伝統産業の更なる振興と堺伝匠館の効率的な管理運営を図るため、本業務を委託するものである。

2 堺伝匠館の特徴

堺伝匠館は、堺の伝統産業である「堺打刃物」、「浪華本染め（注染和晒）」、「堺線香」、「堺手織緞通」、「堺五月鯉幟」、「昆布」、「和菓子」を一堂に展示、販売しており、それら伝統産業の実演、体験の実施も通じて伝統産業の振興を図る唯一の施設である。

立地場所は、戦国時代、町の周囲に堀をめぐらし、商人たちが自治を行っていたことで知られる環濠都市内にあり、堺市内で最も旧所名跡や神社仏閣等の観光スポットが多いエリアで観光誘客の拠点の一つとなっている。また、堺伝匠館の周辺には、戦国時代の鉄砲製造の流れをくむ刃物（包丁）職人の事業所も数多く立地している。

施設の外観は、江戸時代、環濠都市内に数多く立ち並んだ酒蔵をイメージしたものとなっており、この地域の歴史・風土と一体となっている。

3 施設の名称、場所、施設の規模等

(1) 施設の名称

堺伝統産業会館（堺伝匠館）

(2) 設置場所

堺市堺区材木町西 1 丁-1-30

(3) 施設の規模

①敷地面積 618.18 m²

②建築面積 478.54 m²

③延床面積 943.49 m²

④施設構成

主な施設の構成	施設の概要
【1 階南側】 TAKUMI SHOP [包丁・砥石]	包丁、砥石の販売
【1 階北側】 ・TAKUMI SHOP [伝統産業品・堺産品] ・堺刃物商工業協同組合連合会倉庫（賃貸）	包丁・砥石以外の販売

【2階南側】 ・TAKUMI EXHIBITION〔伝統産業展示〕 ・堺刃物商工業協同組合連合会事務所（賃貸）	注染和晒、線香、昆布、敷物、堺五月鯉幟、和菓子の歴史、製造工程、製品の展示、映像コーナー
【2階北側】 堺刃物ミュージアム CUT	刃物の歴史、製造工程、用途別製品展示、映像コーナー
【3階】 会議室	会議等に使用できるスペース ※定員9名

4 委託を行う業務の概要

(1) 伝統産業品及び堺産品等の店舗運営に関する業務

取引事業者・商品の取扱、販売、在庫管理、販促キャンペーン等の企画・実施、販売業務にかかる一切のオペレーション作業、伝統産業品及び堺産品の魅力発信、その他売上向上や効率的な運営につながる業務

(2) 伝統産業品及び堺産品等のオンラインショップ運営に関する業務

取引事業者・商品の取扱、販売、在庫管理、販促キャンペーン等の企画・実施、オンラインショップ運営にかかる一切のオペレーション作業、伝統産業品及び堺産品の魅力発信、その他売上向上や効率的な運営につながる業務

(3) 出張販売に関する業務

センターが行う出張販売における商品の選定及び準備、その他売上向上や伝統産業の更なる振興につながる業務

(4) 堺市ふるさと納税返礼品の発送業務

センターが登録事業者として扱う堺市ふるさと納税返礼品の発送業務

(5) 堺刃物ミュージアム CUT 及び TAKUMI EXHIBITION 展示事業の企画運営業務

展示品・什器類・設備等の管理、展示内容の説明・案内、展示品の入替・企画展示の実施、映像コンテンツの企画・制作、その他売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる業務

(6) 実演・体験事業等の企画運営業務

伝統産業のものづくり実演の実施、伝統産業のものづくりをはじめとした体験イベントの実施、他団体・民間企業との連携イベントの実施、募集・受付、その他売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる業務

(7) 情報発信等業務

堺伝匠館 WEB サイト、堺伝匠館オンラインショップ、堺伝匠館公式 Instagram、堺伝匠館公式 LINE での情報発信、メディア取材対応、その他売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる業務

(8) 施設及び設備の維持管理・運営業務

- ①エレベーター保守点検業務
- ②冷暖房設備保守点検業務
- ③機械警備業務
- ④清掃業務
- ⑤害虫駆除業務
- ⑥自動扉保守点検業務
- ⑦防災設備点検業務
- ⑧防火対象物点検業務
- ⑨事業系一般廃棄物収集運搬処理業務
- ⑩POS ハードウェア保守サービス業務
- ⑪POS システム運用サポートサービス業務
- ⑫WordPress 保守サービス
- ⑬レンタルサーバー
- ⑭ショップサブ（ネットショップ構築）サービス
- ⑮施設内備品レンタル
- ⑯防犯カメラ（リース契約）
- ⑰電話機・光回線（リース契約）
- ⑱POS レジ（リース契約）

(9) 売上金等の処理業務

売上金の管理、取引先及び関係先への支払い、各種手数料の支払い業務

5 契約期間

令和 5 年 4 月 1 日～令和 8 年 3 月 31 日

ただし、受注者決定後、令和 5 年 3 月 31 日までは引継ぎ期間として、業務の引継ぎに協力すること。

6 委託料等

(1) 会計年度

本施設の管理運営に係る会計年度は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(2) 委託料の支払い

委託料は、固定支払部分と成果連動部分の合計額とし、次の表に基づきセンターが決定する。

<固定部分> 4,200 万円

<成果連動部分> 次の成果指標①②により算出 $A \times (B+C)$

【成果指標①】全売上金額

全売上金額 〔A〕	1 億円以上 1.5 億円未満	1.5 億円以上 2.5 億円未満	2.5 億円以上 3.5 億円未満	3.5 億円以上
全売上金額に 乗じる率 〔B〕	5%	10%	11%	12%

【成果指標②】オンラインショップの売上額

オンラインショップ 売上金額	1,000 万円以上 3,000 万円未満	3,000 万円以上
全売上金額に 乗じる率に加算 〔C〕	+1%	+2%

(3) 委託料の支払い時期

固定支払部分については、年 4 期に分割し、四半期ごとに前払いするものとし、成果連動部分については、会計年度終了後に支払うものとする。

7 管理運営の基準

(1) 委託の目的に基づき、円滑な運営を行うこと。

(2) 関係法令の遵守

管理運営業務を行うにあたっては、以下の法令等を遵守するものとする。

①地方自治法及び地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）

②労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）その他の労働関係法令

③堺市個人情報保護条例（平成 14 年条例第 37 号）及び堺市個人情報保護条例施行規則（平成 15 年規則第 24 号）

④消防法（昭和 23 年法律第 186 号）及び堺市火災予防条例（平成 20 年条例第 25 号）

⑤その他関連法規、要項、要領、通知等

(3) 営業時間及び休館日

【営業時間】 10:00～17:00

【休館日】 第3火曜日（ただし、第3火曜日が祝日の場合は翌日）

年末年始（12月29日～1月3日）

ただし、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる営業時間または休館日の追加・変更提案を行い、センターが認める場合は、この限りでない。

(4) 守秘義務

受注者の役員及び社員は、業務上知り得た秘密（個人情報を含む。）を漏らし、又は不当な目的に使用しないこと。受注者の契約期間が満了し、若しくは契約を取り消され、又はその職を退いた後も、また同様とする。

(5) 個人情報の保護

受注者は、堺市個人情報保護条例第11条及び個人情報取扱特記事項の規程を遵守し、個人情報の保護に努めなければならない。

(6) 市の施策との整合・協力

①障害者等就職困難者の雇用

法人もしくは団体として障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和35年法律第123号）に定めた障害者雇用率の達成に努めるとともに、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）を踏まえた物品等の調達、高齢者や障害者等の就職困難者の雇用や訓練を積極的に受け入れるなど、就職困難者に配慮した取組に努めること。

②市内経済の活性化

受注者は、市内業者の育成及び市内経済活性化を図るため、可能な限り市内業者の活用や地元住民の雇用に努めること。

③地域振興、地域コミュニティの醸成

受注者は、地域団体、地域住民、NPOとの協働による取組等の地域振興や地域コミュニティの醸成に努めること。

④環境問題への取組

受注者は、次に掲げる省資源、省エネルギー、リサイクルの推進等、環境に配慮した取組の推進に努めること。

- ・環境に配慮した商品等の購入（グリーン購入）の推進
- ・省エネ運転等による電気、ガス等のエネルギー消費量の節減及び光熱費の抑制
- ・電力デマンドのピークカット等による節電
- ・資源の有効活用やリサイクルの推進による廃棄物の排出抑制

・廃棄物の適正処理

⑤暴力団排除

堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）の施行に伴い、公の施設の管理運営から、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）の利益となる使用を排除することとしており、受託者は当該条例の趣旨に則り、適正な施設の管理運営に努めること。

⑥市政への協力

上記のほか、公の施設の受注者として、市内への観光誘客、男女共同参画の取組、節電、災害対策、禁煙など市の施策と整合した取組が求められるので、それらの取組に積極的に協力すること。

8 基本事業計画書及び年度事業計画書

受注者は、応募等に際し提出した企画提案書をもとに、センターと協議・調整を行い、管理運営業務に関して、基本事業計画書及び年度事業計画書を作成し提出すること。

9 リスク（責任）分担について

委託期間内における管理運営業務の主なリスクは別紙「負担区分一覧表」のとおりとする。

10 保険加入

賠償責任保険は、センターが加入する。

11 業務の第三者への委託

受注者は、管理運営業務の全部又は一部を第三者に委託（以下「再委託」という。）することはできない。

ただし、業務の一部について再委託する場合、受注者は、あらかじめセンターと協議し、センターの同意を得た上、再委託しようとする相手方（以下「再委託先」という。）の商号又は名称並びに業務のうち再委託する部分及び再委託する理由その他センターが必要とする事項を、書面をもってセンターに届け出て、承認を得た場合は再委託することができる。この場合、再委託先は 15 (3) プロポーザル参加資格要件を満たす者でなければならない。

12 管理運営業務の継続が困難になった場合の措置

(1) 受注者の責めに帰すべき事由により管理運営業務の継続が困難となった場合

センターは委託契約の解除等の措置をとることとする。この場合、センターに生じた損害は、受注者がセンターに賠償するものとする。

(2) 不可抗力等により管理運営業務の継続が困難となった場合

自然災害その他の不可抗力等、センター及び受注者双方の責めに帰すことができない事由の場合、事業継続の可否について協議するものとする。協議の結果止むを得ないとセンターが判断した場合は、センターは委託契約の解除ができるものとする。

13 引継ぎ等

受注者は委託契約締結後、委託開始までの間に、本施設の管理運営業務に関する引継ぎ、受注者の従業員の研修等の必要な準備を行なうものとする。

また、受注者は委託契約期間の満了等によって管理運営業務が終了したときは、次期受注者が適切に施設の管理運営ができるように、センター又は次期受注者に引き継ぐこととする。

14 公募及び選定スケジュール

(1) 公募開始日	令和4年12月15日
(2) 施設の現地説明会の参加申込締切	令和4年12月20日
(3) 施設の現地説明会	令和4年12月22日
(4) 参加資格確認申請書等提出締切	令和5年1月6日
(5) 質疑締切日	令和5年1月6日午後5時
(6) 質疑回答日	令和5年1月11日
(7) プロポーザル参加資格確認結果通知日	令和5年1月11日
(8) 企画提案書等・辞退届提出締切日	令和5年1月16日
(9) プレゼンテーション実施日	令和5年1月下旬〔予定〕
(10) 審査結果(採否)通知日(優先交渉権者決定)	令和5年1月下旬〔予定〕
(11) 契約締結日	令和5年2月上旬〔予定〕

※質疑、参加資格確認申請書、企画提案書等は公募開始日から提出可能とする。

15 応募資格等

(1) 応募団体の資格

応募団体の資格は次の事項を全て満たすものとする。

- ①法人その他の団体(以下「法人等」という。)又は複数の法人等が構成するグループ(以下「グループ」という。)であること。(個人による応募はできない。)
- ②プロポーザル参加資格要件に該当していること。グループ応募の場合は、当該グループを構成している全ての法人等がプロポーザル参加資格要件に該当していること。

(2) グループ応募について

- ①グループで応募する場合は、グループを代表する法人等（以下「代表団体」という。）を定めること。なお、グループ名は市民から誤解を生じないような名称とすること。
- ②グループを構成する法人等（以下「構成団体」という。）は、単独で応募することはできない。
- ③複数のグループにおいて、同時に構成団体となることはできない。
- ④代表団体及び構成団体の変更は、原則として認めない。ただし、構成団体については、業務遂行上支障がないとセンターが判断した場合、変更を認めることがある。その場合は、必要に応じ、書類の再提出を求める。

(3) プロポーザル参加資格要件

以下の要件をすべて満たしている者とする。

- ①地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 及び堺市契約規則（昭和 50 年規則第 27 号）第 3 条の規定に該当しない者。
- ②堺伝匠館管理運営委託業務（以下「本業務という」）プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間に、堺市入札参加有資格者の入札参加停止等に関する要綱（平成 11 年制定）に基づく入札参加停止又は入札参加回避を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- ③本業務プロポーザル参加資格確認申請書提出締切日から審査結果通知日までの間、堺市契約関係暴力団排除措置要綱（平成 24 年制定）による入札参加除外（改正前の堺市暴力団等排除措置要綱及び堺市建設工事等暴力団対策措置要綱に基づく入札参加除外を含む。）を受けていない者及び入札参加有資格者でない者にあつては当該措置要件に該当する行為を行っていない者。
※優先交渉権者が、審査結果通知日から契約締結日までの間に上記措置を受けた場合あるいは上記措置要件に該当する行為を行ったと認められる場合は優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。
- ④会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は更生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で、会社更生法に基づく更生計画認可の決定を受けている者。
- ⑤民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てをしていない者及び申立てをなされていない者又は再生手続き開始の申立てをしている者及び申立てをなされている者で民事再生法に基づく再生計画認可の決定を受けている者。

⑥仕様書に基づき、信義に従い誠実に業務を履行できる者。

16 応募手順

(1) 応募書類の配付

令和4年12月15日(木)から令和5年1月16日(月)午後5時まで、センターホームページ <https://www.sakai-ipc.jp> からダウンロードする。

(契約担当課)

〒591-8025 堺市北区長曾根町 183-5

公益財団法人堺市産業振興センター 経営支援課 (担当: 増田・仲島)

TEL 072-255-1223 FAX 072-255-1185

e-mail hanro@sakai-ipc.jp

(2) 現地説明会

施設の現地説明会を行います。参加は必須ではありませんが、応募予定の団体はできるだけご参加ください。

①開催日時及び場所

令和4年12月22日(木) 10時30分から1時間程度(予定)

堺市堺区材木町西 1-1-30 堺伝匠館

※堺伝匠館のお客様駐車場は使用しないこと。

②参加人数

1団体2名まで

③申込先

前記(1)の契約担当課まで。

④申込方法

現地説明会参加申込書(様式7)に必要事項を記入のうえ、Eメール又はFAXで申し込んでください。送信後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をしてください。

(3) 提出書類

①プロポーザル参加資格確認申請書等の提出

企画提案書等を提出(プロポーザル参加)する者は、下記のとおり「プロポーザル参加資格確認申請書」等を提出すること。

ア) 提出書類

(a) プロポーザル参加資格確認申請書(様式1)

グループの場合は、代表団体が必要事項を記入し、押印等をした上で提出すること。なお、「商号または名称」欄には、代表団体名とグループ名を併記すること。

- (b) 法人等概要、役員名簿（様式 2）
 - (c) グループ構成書（様式 3）
 - グループの場合に提出してください。
 - (d) グループ協定書兼委任状（様式 4）
 - グループの場合に提出してください。
 - (e) 定款、寄付行為又はこれらに類する書類
 - (f) 法人の登記簿謄本又は登記事項証明書（発行後 3 か月以内のもの）
 - (g) 直近 3 か年の事業報告書、貸借対照表、損益計算書、販管費明細書
 - (h) 法人市民税の納税証明書 1 部
 - （市外業者の場合は、主たる営業所の市（区町村）のもの。本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）
 - (i) 国税の納税証明書（その 3 の 3） 1 部
 - （本業務公募開始日が属する月の初日以降に発行されたものを必ず添付すること。写し可。）
 - ※「新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律」等の猶予制度の適用を受けており、「納税証明書（その 3）」が提出できない場合は、「納税の猶予許可通知書」又は「納税証明書（その 1）」を提出すること。
 - (j) 会社概要等が記載されている資料 1 部
 - ※グループで参加する場合、提出書類 (b) (e) (f) (g) (h) (i) (j) については、代表団体及び構成団体の全者が提出すること。（堺市登録業者の場合、提出は不要）
- イ) 提出期限
令和 5 年 1 月 6 日（月） 午後 5 時まで。
- ウ) 提出先
前記（1）の契約担当課まで。
- エ) 提出方法
直接持参または郵送（FAX 不可）すること。
【持参の場合】上記提出期限までの午前 9 時から午後 5 時まで（12 時～12 時 45 分土曜日、日曜日、祝日を除く）に持参すること。
【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記（1）契約担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。
- ※前記 15（3）のプロポーザル参加資格要件を満たしていない場合は、プロポーザルに参加することができない。参加資格確認申請書を提出した事業者に対して、参加の可否について、令和 5 年 1 月 11 日に通知する。
- ②企画提案書等の提出
- ア) 提出書類

下記 (a) (b) の各提出部数は 10 部 (正 1 部 副 9 部) とする。

(a) 企画提案書

- ・ A4 版 横書 左綴じ。
- ・ 正は、事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、下欄には担当者連絡先を記載すること。
- ・ 副は、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。
- ・ 宛名は「公益財団法人堺市産業振興センター理事長」とすること。
- ・ 表紙には「堺伝匠館管理運営業務提案書」と記載すること。
- ・ 提案者が判別できるような記載、表現、ロゴの記載、資料の添付等は一切しないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。
- ・ 本業務において企画提案をすることができるのは 1 案だけである。
- ・ 提出期限後の企画提案書の差替は認めない。(センターが補正等を求める場合を除く。)

企画提案書記載事項

- ①本業務にかかる人員体制
- ②堺の伝統産業及び堺製品の魅力発信、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる体制や企画、手法などについて、以下の業務ごとに記載。
 - ア) 店舗運営
 - イ) オンラインショップ運営
 - ウ) 展示
 - エ) 実演・体験
 - オ) 情報発信
- ③会計年度ごとの売上高及び来館者数の目標値と業務実施スケジュール
- ④その他、堺の伝統産業及び堺製品の魅力発信、売上向上、来館者の増加及び効率的な運営につながる提案内容

(b) 収支計画書 (様式 5)

- ・ 会計年度ごと (令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 3 年度) に作成し、企画提案書に添付すること。
- ・ 社名等の記載や押印を一切行わないこと。収支計画書についても、企画提案書と同様に、提案者が判別できるような記載等は一切行わないこと。判別できる場合には失格にすることもあるので十分確認したうえで提出すること。

イ) 提出期限

令和 5 年 1 月 16 日 (月) 午後 5 時まで。

ウ) 提出先

前記 (1) の契約担当課まで。

エ) 提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(12時～12時45分、土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記(1)担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(3) 企画提案書作成に関する質疑受付

企画提案書作成に関して疑義が生じた場合には、前記(1)の契約担当課までFAXもしくは電子メールにて問い合わせること。送付後、速やかに契約担当課まで電話をし、必ず到達確認をすること。

なお、質問受付期間は14(1)公募開始日から(5)の質疑締切日時までとし、それ以後は一切受け付けない。

(4) 提案書提出の辞退

プロポーザル参加資格確認申請書を提出後、提案書を提出しない(プロポーザルの参加を辞退する)場合は、プロポーザル参加辞退届(様式6)に事業者の住所、商号または名称、代表者職氏名を記載のうえ、代表者印を押印し、また、辞退理由も記載のうえ、1部提出すること。

企画提案書を提出した後にプロポーザル参加を辞退する意向のある場合には、下記提出先の担当に連絡すること。下記辞退届提出期限を過ぎた後の辞退は、原則として認められないが、辞退するに至った事情等を聞いたうえで取扱いを決定することとする。ただし、企画提案書の審査手続きを終えている場合は、辞退することはできない。

①辞退届提出期限

令和5年1月16日(月)午後5時まで。

②提出先

前記(1)の契約担当課まで。

③提出方法

上記提出先まで直接持参または郵送のこと。

【持参の場合】上記提出期限までの午前9時～午後5時まで(12時～12時45分、土曜日、日曜日、祝日を除く)に持参すること。

【郵送の場合】上記提出期限内に必着とする。なお、郵送で提出した旨を前記(1)担当課まで電話連絡し、到達確認をすること。

(5) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とする。また、優先交渉権者が契約締結するまで

の間に次のいずれかに該当した場合又は該当していることが判明した場合は、優先交渉権者の決定を取り消し、その者とは契約を締結しない。

- ①提案者がプロポーザル参加資格要件を満たさなくなった場合
- ②堺市暴力団排除条例第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書を提出しない場合（ただし、契約金額が 500 万円未満の場合は除く。）
- ③提出期限までに書類が提出されない場合
- ④提出書類に不備がある場合（軽微な場合を除く。）
- ⑤提出書類に虚偽の記載があった場合
- ⑥著しく信義に反する行為があった場合
- ⑦契約を履行することが困難と認められる場合
- ⑧企画提案書の記載内容が法令違反など著しく不適当な場合
- ⑨本業務について 2 案以上の企画提案をした場合
- ⑩審査の公平性に影響を与える行為があった場合

17 企画提案書等の審査

(1) 審査基準及び配点表

別添審査基準及び配点表のとおり。

(2) 審査方法

- ・提出書類はセンターに設置する堺伝匠館管理運営業務に係る受託者選定委員会において審査し、総合的に判断し、最も優秀であると認められた 1 者を選定する。
- ・提出書類の内容についてのプレゼンテーションの実施を予定しているので、日時等詳細については別途連絡を行う。
- ・提出書類の内容について疑問点や確認事項が発生した場合は、各々の提案者に確認を行う。
- ・審査内容、結果についての異議は認めない。

(3) 審査結果

審査結果は採否に関わらず、令和 5 年 1 月下旬（予定）に通知する。

(4) 優先交渉権者の決定

審査の結果を踏まえ、契約の相手方として最も適したものを優先交渉権者として決定する。

18 契約の締結

(1) 契約者の決定

- ①優先交渉権者との契約交渉が成立した場合は、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。その場合、契約が締結できるように速やかに手続きを進め

ること。なお、その際に当該事業者が提案した内容は、仕様書に規定されたものと見なす。

- ②優先交渉権者との契約が成立しなかった場合は、プロポーザルの提案順位が次順位の者が優先交渉権者となり、契約交渉を行い、成立した場合には、当該事業者を契約者として決定し、契約締結を行うものとする。

なお、優先交渉権者が契約を辞退したことにより契約が成立しなかった場合、その辞退理由が正当な理由ではないとセンターが判断した場合及び契約不成立によりセンターに著しい損害が生じる場合には、優先交渉権者である事業者に対して入札参加停止措置等を行うことがある。

(2) 契約金額

契約金額は、6 (2) のとおりとする。

(3) 契約保証金

本業務の契約に係る契約保証金は、契約金額の 10/100 以上とする（ただし、利子は付さない）。契約金額について、長期継続契約については、初年度に係る部分に限る。ただし、契約期間のうち初年度に係る期間が 12 月に満たない場合において、全体の契約期間が 12 月以上のときにあっては初年度に係る部分を 1 年当たりの額に換算した額とし、契約期間が 12 月未満のときにあっては契約期間内に支払うことが見込まれる総額とする。

なお、次の各号に該当するときは、契約保証金を免除することがある。

- ①保険会社との間に当センターを被保険者とする履行保証保険契約を締結し、その証書を提出したとき。
- ②過去 2 年間に、国（公社及び公団を含む。）又は地方公共団体並びにその他の公的機関と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を 1 回以上締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。（なお、履行証明書は契約締結日までに用意すること。）
- ③契約金額が、1,000,000 円以下で、かつ契約を履行しないおそれがないと認めるとき。徴収した契約保証金は、契約履行後に全額還付する。（利子は付さない。）

(4) 誓約書の提出

優先交渉権者は、契約締結までに堺市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 35 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団員又は同条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないことを表明した誓約書（契約金額（単価契約の場合は、契約単価に予定数量を乗じた金額）が 500 万円未満の場合は除く。）を作成し、提出すること。

19 その他

- (1) 提出書類は選定結果にかかわらず返却しない。ただし、不採用となった場合にはセンターで定めた保存年限満了後、センターの責において全て処分するものとし、本業務における審査以外では使用しない。
- (2) 提出書類は、審査を行う作業に必要な範囲において複製を作成する場合がある。
- (3) 企画提案書で表明された内容が契約内容となるため、実現性が低いにもかかわらず提案するようなことがないこと。優先交渉権者に決定された後であっても業務目的が達成できないことが確認できた場合には契約を締結しない場合がある。それに伴う提案者が被る損害について、センターは一切賠償しない。
- (4) 企画提案書の作成等プロポーザルに要する費用は、すべて提案者の負担とする。
- (5) 仕様書等は無料とする。なお、仕様書等は本業務プロポーザルの積算、見積り以外の目的で使用してはならないこととし、プロポーザル終了後に破棄又は責任を持って管理すること
- (6) 本業務にかかる制作物の著作権は、センターに帰属する。製作にあたっては第三者の権利を侵害しないように十分留意すること。やむを得ず第三者が有する著作権の映像、意匠、ソフトなどを使用するときは著作権法上に定められた手続きを行うこと。もし、これらの問題が生じても、センターは一切の責任を負わない。
- (7) 選定後に詳細な協議を行い、センターが協議内容及び見積金額を承認した後に契約を行う。協議が不調に終わった場合は、プロポーザルの第 2 順位の者を改めて選定する場合がある。また協議が不調に終わった場合に生じた経費については、センターでは一切負担しない。
- (8) 審査対象者が 1 者の場合は、審査評価を行いその評価結果をもとに審査委員の合議により選定する。